

	有機JAS	NOP	EU
認定対象製品	農産物 農産物加工食品 畜産物 畜産物加工食品 飼料	農産物、加工食品(+ワイン等の酒類) 畜産物 飼料(+ペットフードを含む) 採取作物 芽物野菜(スプラウト) 水産物は対象外で現在検討中。きのこ、養蜂、コスメは認定機関の判断。繊維加工は対象外で「原料使用表示」	農産物、加工食品(+ワイン等の酒類) きのこ 畜産物 養蜂 飼料 採取作物 水産物、海藻 酵母
検査対象事業者	表示を付する事業者	表示を付する事業者	取り扱うすべての関係者
加工食品の配合比	有機比率95%以上の製品	100%オーガニック 95%以上オーガニック 70%~95%使用オーガニック	有機比率95%以上の製品
認定マーク他、表示	有機農産物、有機加工食品への有機JASマークと認定機関名は必須。	認定機関名は必須、USDAロゴは任意。	認定機関とそのコード番号、EUロゴ、オーガニック原料原産地。
ほ場の条件 周辺地域	周囲からの飛散・流入のないよう対応すること。	周囲からの飛散・流入がある場合は緩衝地帯を設定すること。	周囲からの飛散・流入のないよう対応すること。
ほ場の条件 ほ場履歴	多年生:収穫前3年以上有機的管理 一年生:播種前2年以上有機的管理	禁止物質最終投入日を起算としてすべて、 収穫前3年以上	多年生:収穫前3年以上有機的管理 一年生:播種前2年以上有機的管理
種子・苗	有機由来で遺伝子組み換え技術を用いてないもの。やむを得ない場合は条件を満たせば非有機の種子・苗も可。	有機由来で遺伝子組み換え技術を用いてないもの。入手困難なら未処理のものも可。一年生作物の苗は原則有機のみ。	有機由来で遺伝子組み換え技術を用いてないもの。入手困難なら
肥培管理	土壌の力による栽培。やむを得ない場合、一部の資材は使用可能。	JASにほぼ同じ。	JASにほぼ同じ。
有害動植物防除	耕種的、物理的、生物的防除。緊急やむをえない場合に限り別表の資材が使用可能。	JASにほぼ同じ。	JASにほぼ同じ。

JAS/NOP/EU 制度比較